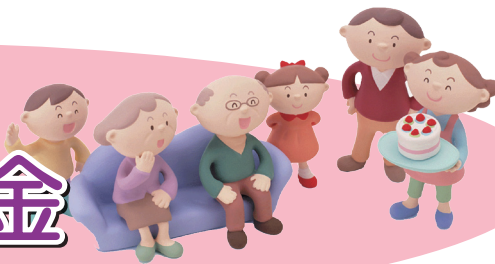


# シティ信金 後見制度支援預金



## ～ 後見制度支援預金とは ～

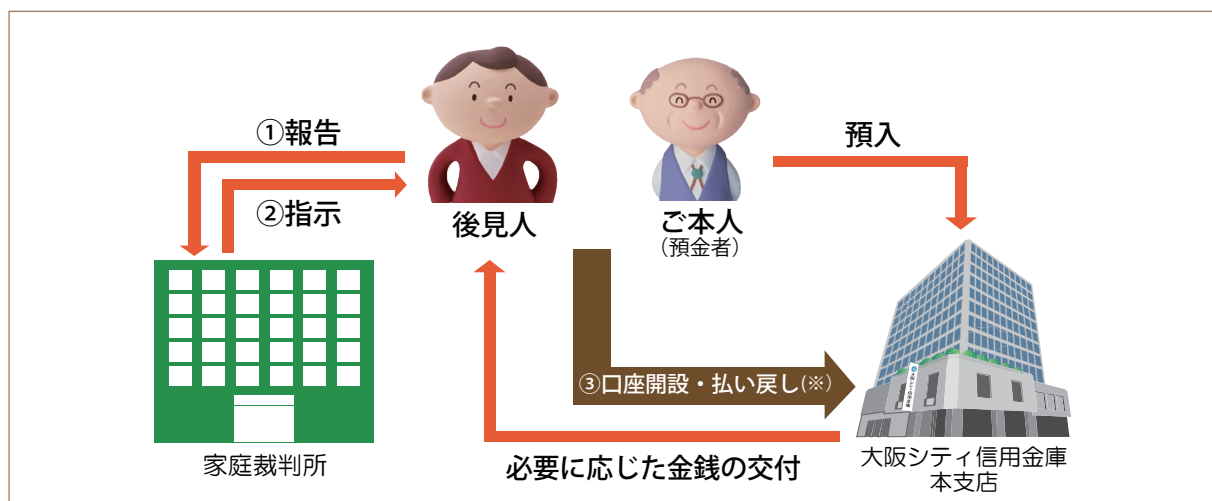
後見制度支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。

また、後見制度支援預金は、家庭裁判所の関与により、ご本人（被後見人：預金者）の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

1. 後見制度支援預金は成年後見制度と未成年後見制度において利用することができます。(注)
2. 後見制度支援預金は預金保険制度の対象保護預金です。
3. 後見制度支援預金の口座開設・払い戻しの際には家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。
4. 専門職後見人（弁護士・司法書士等）に限定されずに、親族等後見人（家庭裁判所の判断による）のご利用も可能です。

(注) 保佐、補助および任意後見では利用できません。

## 後見制度支援預金のイメージ図



(※) 口座開設・払い戻しの際には家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。

## ■ 後見制度支援預金のご利用対象者

後見制度支援預金は、成年後見制度または未成年後見制度をご利用の後見人の方を対象としております（保佐人・補助人・任意後見人は対象外となります）。

## ■ 後見制度支援預金を利用するメリット

後見制度支援預金からお引き出しされる場合は、家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、被後見人である預金者の大切な財産を安全・確実に保護することができます。また、財産保護・財産管理において生じるトラブル等に対して、後見人のご負担を軽減することができます。

## ■ 「後見制度支援預金」商品説明

ご契約いただける方	個人のお客さまで、家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設に係る「指示書」の発行を受けた方	
期 間	期間の定めはありません。	
預金種類	普通預金・決済用普通預金	
必要書類	口座開設・払い戻しの際には家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。	
預 入	預入方法	当金庫の窓口およびATMで預け入れが可能です。
	預入金額	1円以上（1円単位）
	そ の 他	給与・年金・配当金等の自動受取は、ご利用できません。
払 戻	払戻方法	・当金庫の口座開設店窓口でのみ、払い戻しが可能です。 ・家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。
	払戻金額	「指示書」に記載された金額とします。
利 息	適用利率	・変動金利 ・毎日の店頭表示利率を適用します。ただし、決済用普通預金は無利息です。 ・金利情報については、窓口にお問い合わせください。
	付 利	年2回（3月、9月）の当金庫の所定の日に元金に組み入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お利息には、復興特別所得税(0.315%)が付加されることにより、源泉分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）がかかります。</li> <li>・マル優のご利用はできません。</li> </ul>	
付加特約	口座開設・払い戻しについては家庭裁判所発行の「指示書」の指示内容により取り扱います。	
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店または本部・コンプライアンス部（9：00～17：00、電話06-6201-2881）までお申し出ください。	
紛争解決措置	公益社団法人民間総合調停センター（平日9:00～17:00 電話06-6364-7644）等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部までお申し出ください。なお、公益社団法人民間総合調停センターに直接お申し出いただくことも可能です。	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。ただし、決済用預金は全額保護されません。</li> <li>・公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。</li> <li>・インターネットバンキング契約はできません。</li> <li>・総合口座の開設はできません。</li> <li>・キャッシュカードの発行はできません。</li> </ul>	